

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	小野地区 (浄谷町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 31日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の総面積は110haとなり、その7割のエリアで基盤整備が完了している。
- ・個人農家数が108戸で農業従事者の過半数を65歳以上が占めるなど農家の高齢化が進んでおり、更なる農業従事者の高齢化が予想される。
- ・農家の経営規模別では、10ha以上が3戸、5ha以上10ha未満が1戸、3ha以上5ha未満が1戸、1ha以上3ha未満が10戸、0.5ha以上1ha未満が14戸、残りは全て0.5ha未満となる。
- ・区域内を拠点として営農を行う認定農業者が4名（個人3、法人1）おり、地域内農地の約5割が同農業者に集約されている。今後も当該認定農業者に対する地域営農の担い手としての役割が大きく期待されている。
- ・将来に向けた農家の営農意向では、「規模拡大」が1割未満（6名）、「現状維持」が3割、「規模縮小又は離農」が4割、「未定」が3割という結果となった。また、地域農業全体については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」や「耕作放棄地の増加」などを深刻な問題として認識している。
- ・以上のことから、持続可能な地域農業を実現するには、実効性のある農地流動化や現在の営農担い手の経営基盤強化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・可能な限り各農家において現状の営農を維持していくものとするが、離農や規模縮小が予定されている農地については、地区内の認定農業者を中心経営体と位置づけ農地の集積を行い、農用地の有効利用と保全を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地として指定された農地を計画区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域内の認定農業者を中心経営体と位置づけ、農地の集積を進める。 ・農地の貸借の調整は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな基盤整備事業の予定はないが、必要に応じてほ場の大区画化など農作業の省力化や生産効率の向上に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し適正に管理する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農を希望する者がいれば、地域営農の新たな担い手農家として育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害を低減させるため、計画的に侵入防止柵を設置しながら、適切にその維持管理を行う。また、新たな鳥獣捕獲のための人材を発掘し、地域で育成していく。

③地域営農の中心経営体となる認定農業者などについて、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。

⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。